

GMO 検査における注意事項

1. 検体が穀粒の場合、1～2kgをご送付ください。その他の場合、市販製品の場合は1製品分、もしくは、200g程度をご送付ください。量が満たない場合は、検査ができない場合がございますので、あらかじめご連絡ください。
2. 検査依頼書に必要事項を記入し、検体に添付して、宅配便でお送りください。検査依頼書は、事前に FAX してください。送付の際は、その商品に適した保存条件でご送付ください。（クール宅急便などをご利用ください）受領するまでの間に発生した腐敗・破損などにより、検体が検査不可能となった場合、その責任を負いかねます。なお、検体送付にかかる料金は、ご依頼者にてご負担願います。
3. 送付された検体は検査終了後、一定期間保管した後に破棄させていただきます。（商品の賞味期限、或いは2週間）
4. 検体から DNA を抽出し、遺伝子組換え作物に導入された DNA を検出する為のプライマーを用いた PCR を行います。
5. 定性試験の場合、遺伝子組換え作物由来の DNA を「検出した」「検出されなかった」として報告します。定量試験の場合、「遺伝子組換え作物の混入率」として、小数点第一位をもって、もしくは「検出限界以下」と報告します。加工食品については、DNA が低分子化されていた場合や、DNA 抽出が困難な場合、検査が不可能なものがございます。なお、スタック品種が含まれる場合は、実際の混入率より高くなりますのでご注意ください。